

予防規程認可申請について

1 予防規程の目的

予防規程は、危険物施設の災害の発生を防止すること、また、一旦災害が発生した場合には、災害の被害拡大を防止し、被害を最小限に抑えることを目的とするもので、いわば危険物施設における自主保安の基準としての意義を有するものです。

このことから、危険物施設の具体的形態に応じて定める、危険物の貯蔵及び取扱いに係る具体的な基準を示した規程を製造所等の所有者等に作成しいただき、さらに、「認可」という形でこれを消防機関が内容を審査し、製造所等の災害を予防しようとするものです。

2 予防規程を定めなければならない製造所等

製造所等	貯蔵し、又は取り扱う危険物
製造所	指定数量の倍数が10倍以上
屋内貯蔵所	指定数量の倍数が150倍以上
屋外タンク貯蔵所	指定数量の倍数が200倍以上
屋外貯蔵所	指定数量の倍数が100倍以上
給油取扱所	すべて定める
移送取扱所	すべて定める
一般取扱所	指定数量の倍数が10倍以上

次の危険物施設は除く。

- ・ 鉱山保安法第19条第1項の規定による保安規程を定めている製造所等
- ・ 火薬類取締法第28条第1項の規定による危害予防規程を定めている製造所等
- ・ 自家用給油取扱所のうち屋内給油取扱所以外のもの
- ・ 指定数量の倍数が30倍以下で、かつ、引火点が40度以上の第4類の危険物のみを容器に詰め替える一般取扱所

3 予防規程の認可対象施設

予防規程の認可は、予防規程の作成が義務付けられている上記2の製造所等（以下「予防規程作成施設」という。）のものに限り行うこととしています。法令上義務のない製造所等の予防規程を作成し、届け出たものについては、認可書は交付しないものとしています。

4 同一事業所内に複数の予防規程作成施設が存する場合の予防規程の認可申請

同一事業所内に複数の該当施設が存するときで、災害が発生した場合に相互に関連があると判断される場合は、事業所の実態に合わせ、個々の施設ごとに作成するのではなく、事業所全体を予防規程の対象として、すべての施設を網羅した予防規程とするようにしてください。

(1) 予防規程認可申請書について

当該予防規程に係る対象施設について、製造所等の区分、設置年月日及び番号等の必要事項を記入したものを別紙で添付してください。

なお、この場合、予防規程を制定する施設と変更する施設が混在していても差し支えありませんが、その旨も別紙に明記してください。

(2) 認可書の交付について

当該予防規程に係る対象施設をすべて明記した認可書を1通交付しています。

(3) 当該予防規程の変更について

同一事業所内の該当するすべての施設を網羅した予防規程を作成した場合は、その中に盛り込まれた施設の一部が変更された時には、予防規程全体の変更を必要とする場合がありますので注意してください。

5 予防規程の認可申請時期

予防規程は、当該製造所等の完成検査が技術上の基準に適合していると認められ、施設を使用するまでに、認可が得られるよう、あらかじめ標準処理期間、製造所等の規模等を考慮して申請してください。

6 予防規程の形式及び内容

- (1) 予防規程は、危規則第60条の2で定める基本的事項が規定されており、その内容が法第10条第3項の技術上の基準に適合するものであり、かつ、火災予防上適当なものであるかどうかを判断できることが必要です。詳細な作業内容や防災計画まで記載する必要はありませんが、個々の危険物施設の実態に即した具体的な内容のものである必要があります。
- (2) 予防規程対象施設の存在する事業所の社内規程（労働安全衛生法及び高圧ガス保安法の規定に基づくものを含む。）を、消防法上の予防規程として認可する旨の申請をされた場合、当該社内規程が法定の要件を満たしていれば、その形式にかかわらず、消防法上の予防規程として認可することとしています。
- (3) 予防規程と消防計画（防災計画を含む。）は、原則として別に作成するべきですが、危険物を取り扱う工場又は事業所としての消防計画は、予防規程の内容と深い関係を有することがありますので、認可を受けた予防規程が消防計画の内容に組み込まれるようにしてください。

7 他の保安法規の適用を受ける危険物施設に対する取扱い

鉱山保安法第19条第1項の規定による保安規程又は火薬類取締法第28条第1項の規定による危害予防規程を定めている製造所等は、予防規程を作成しなければならない製造所等から除外されていますが、これらの製造所等が危政令第37条に規定する規模以上のものである場合は、法第16条の5の規定に基づき、当該製造所等の保安規程又は危害予防規程を提出してください。

また、電気事業法に基づく保安規程の適用を受けている製造所等の予防規程の認可については、当該保安規程の認可に影響を与えないようにしてください。

8 予防規程の変更

予防規程の記載事項の具体的内容は、製造所等の使用形態の変化、社会情勢の推移、関係法令の改廃等により変更せざるを得ない場合があります。法第14条の2第3項において、認可権者による変更命令が規定されていますが、自主的保安基準という性格上、製造所等所有者等の自主的な変更が必要です。

なお、記載内容の変更については、原則として変更認可申請が必要となりますが、製造所等の予防規程に記載された保安監督者が変わる場合や、従業員の人事異動等による自衛消防隊の担当者変更につきましては、変更の認可申請は必要としません。

予防規程認可申請書の記入例

様式第26（第62条関係）

①
 予防規程 ~~変更~~ 制定認可申請書

② 京都市長様		③ 元号〇〇年〇月〇日	
④ 申請者			
住所 京都市〇〇区〇〇町〇番地の〇（電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）			
氏名 株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇			
設置者 ⑤	住所	京都市〇〇区〇〇町〇番地の〇 電話	
	氏名	株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇	
設置場所		京都市〇〇区〇〇町〇番地の〇 ⑥	
製造所等の別		取扱所 ⑦	貯蔵所又は 取扱所の区分 給油取扱所 ⑧
設置の許可年月日 及び許可番号		⑨ 元号〇〇年〇月〇日 京都市指令〇〇〇第 〇〇号	
危険物の類、品名（指 定数量）、最大数量		⑩	⑪
		第4類第1油類（ガソリン）（200ℓ） 30kℓ 第4類第2石油類（軽油）（1000ℓ） 48kℓ 第4類第2石油類（灯油）（1000ℓ） 10kℓ 第4類第3石油類（廃油）（2000ℓ） 2kℓ	指定数量 の倍数 209倍
予防規程 ^{作成} 変更 年月日		⑫ 元号〇〇年〇月〇日	
※ 受付欄		※ 備考	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 品名（指定数量）の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に（ ）内に該当する指定数量を記載すること。
 - 4 ※印の欄は、記入しないこと。

- ① 制定又は変更のいずれか該当する方を○で囲むよう記入する又は該当しない方を二重取消線で抹消してください。
- ② 「京都市長」と記入してください。
- ③ 申請書の提出日を記入してください。
- ④ 申請者の住所及び氏名は、当該申請に係る製造所等の設置者又は危事務規程第17条において規定する危険物製造所等管理者選任・解任届出書により、選任され、予防規程の制定及び変更に関する権限が付与されている管理者とします。
- ⑤ 設置者の住所及び氏名を記入してください。
- ⑥ 予防規程制定等を行う製造所等の住所を記入してください。
- ⑦ 製造所等の危険物施設の区分を記入してください。
- ⑧ 貯蔵所又は取扱所の区分を記入してください。
- ⑨ 設置の設置許可年月日及び設置許可番号を記入してください。
- ⑩ 危険物の類、品名（指定数量）、最大数量を記入してください。
- ⑪ 指定数量の倍数を記入してください。
倍数については小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを記入してください。

※ ⑦⑧⑨⑩⑪について、2以上の対象施設の予防規程を一括して申請する場合は、各欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙に製造所等の別、危険物の類、品名、最大数量及び指定数量の倍数並びに設置許可年月日及び設置許可番号を記載し、添付してください。

- ⑫ 制定又は変更のいずれか該当する方を○で囲むよう記入する又は該当しない方を二重取消線で抹消してください。予防規程作成・変更年月日は、運用開始年月日を、又は「認可後」と記入してください。
- ⑬ 予防規程変更の場合は、変更の理由及び内容を簡潔に記入してください。
(例) 給油取扱所のセルフ化のため

2 申請書添付書類

予防規程認可申請書には次のものを添付してください。

(1) 予防規程

制定、変更いずれの場合も予防規程の全部を添付してください。ただし、予防規程中に「別に定める。」としている詳細事項は、原則添付の必要はありません。

(例) 地下貯蔵タンク等の在庫管理等の計画書

(2) 変更内容の概要

変更の場合は、変更の内容の概要を記した書類（様式自由）を添付してください。

(例) 変更の内容：給油取扱所のセルフ化に伴う変更